

令和4年(2022年)度入学者 公益財団法人長谷育英奨学生募集要項

奨学資金貸与制度の目的

鳥取県内に住所を有する者の子等で大学、短期大学、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。)(これらを以下「大学等」という。)に入学しようとする者のうち学業が優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金を貸与することにより、有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

【この奨学金は、返還の必要があるものです。】

※ 大学校は、上記の「大学等」には該当しません。

貸与額

(1) 奨学金(無利子)

月額40,000円、55,000円、65,000円から選択。

ただし、65,000円は私立大学の自宅外通学生に限ります。

貸与期間が4年間以上の者は、2年毎に月額の変更ができます。

(2) 入学時奨学一時金(無利子)

第1学年の入学月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の月額に30万円を増額して貸与を受けることができます。(入学時奨学一時金だけの貸与はできません。)

募集人員

15人

貸与期間

令和4年4月から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで。

応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和4年度に大学等へ入学しようとする者。
- (2) 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き鳥取県内に住所を有する者の子等であること。
- (3) 高等学校第2学年時の学業成績の平均値が3.5以上であり、品行方正であること。
(既卒者は第3学年時の平均値)
- (4) 申請者の属する世帯の年間所得が、【別表1】の所得基準以下であること。
- (5) 他の奨学資金との併願は可能ですが、進学後に他の貸与奨学資金と併用しないこと。
(例 日本学生支援機構・鳥取県育英奨学資金等) ただし、給付型奨学金の併用は認めます。

応募方法

奨学資金を希望する人は、次の書類を在学している高等学校長へ提出してください。

(既卒者は、出身高等学校へ提出してください。)

- (1) 長谷育英奨学資金貸与申請書
- (2) 長谷育英奨学資金貸与推薦調書(既卒者は3学年時)
- (3) 令和3年度(令和2年分)の市町村発行の所得証明書(コピーでも可)
(本人・就学者・乳幼児を除く世帯全員分)

※ 申請書類(申請書・推薦調書)は当会ホームページからも印刷・使用することができます。

申込期限 令和3年9月30日

結果通知

令和3年10月下旬(予定)に申請者本人及び推薦高等学校等へ採用・不採用の通知をします。
採用者については、大学等へ入学後、在学証明書・誓約書等の提出をもって貸与を開始します。

(令和4年5月中旬貸与開始予定)

入学時奨学一時金については、希望により入学前(4月当初)に貸与することもできます。

奨学金の返還

奨学資金は無利子とし、貸与の終了から6ヶ月の据え置き期間後に月賦または半年賦により返還していただきます。最長返還年数は、貸与総額により下表のとおり定められています。

割賦額を多くして返還期間を年単位で短くすることもできます。また、就労初期の返還額を少なくする段階的返還制度もあります。

(1) 主な返還例

| 区分 | 貸与月額 円 | 貸与総額 円 | 最長返還年数 年 (回) | 返還月額 円 |
|-----|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| 2年制 | 55,000 | 1,320,000 | 11 (132) | 10,000 |
| | 40,000 | 960,000 | 9 (108) | ※ 8,890 |
| 3年制 | 55,000 | 1,980,000 | 14 (168) | ※ 11,790 |
| | 40,000 | 1,440,000 | 11 (132) | ※ 10,910 |
| 4年制 | 65,000 | 3,120,000 | 18 (216) | ※ 14,450 |
| | 55,000 | 2,640,000 | 16 (192) | 13,750 |
| | 40,000 | 1,920,000 | 14 (168) | ※ 11,430 |
| 6年制 | 65,000 | 4,680,000 | 20 (240) | 19,500 |
| | 55,000 | 3,960,000 | 20 (240) | 16,500 |
| | 40,000 | 2,880,000 | 17 (204) | ※ 14,120 |

※ 最終回に端数調整をします。

(2) 入学時奨学一時金を含む場合の主な返還例

| 区分 | 貸与月額 円 | 入学時奨学一時金 円 | 貸与総額 円 | 最長返還年数 年 (回) | 返還月額 円 |
|-----|-----------|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| 2年制 | 55,000 | 300,000 | 1,620,000 | 12 (144) | 11,250 |
| | 40,000 | | 1,260,000 | 10 (120) | 10,500 |
| 3年制 | 55,000 | | 2,280,000 | 15 (180) | ※ 12,670 |
| | 40,000 | | 1,740,000 | 13 (156) | ※ 11,160 |
| 4年制 | 65,000 | | 3,420,000 | 19 (228) | 15,000 |
| | 55,000 | | 2,940,000 | 17 (204) | ※ 14,420 |
| | 40,000 | | 2,220,000 | 15 (180) | ※ 12,340 |
| 6年制 | 65,000 | | 4,980,000 | 20 (240) | 20,750 |
| | 55,000 | | 4,260,000 | 20 (240) | 17,750 |
| | 40,000 | | 3,180,000 | 18 (216) | ※ 14,730 |

※ 最終回に端数調整をします。

- (3) 返還方法は、預金口座振替(自動引き落とし)です。
- (4) 奨学資金はいつでも繰り上げて返還することができます。返還金残額を3年分以上繰り上げて一括返還(完了)した場合、**繰上金額分の1.2%を報奨金**として後日支払います。
- (5) 奨学資金の返還を怠った時は、6ヶ月毎に延滞金が加算されます。
- (6) 当会の奨学金返還は、鳥取県の奨学金支援助成金制度の対象です。
詳しくは、「[鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金](#)」をご覧ください。

その他

- (1) 奨学生に内定した人が令和4年度に大学等へ入学しないときは、その資格を失います。
また、入学時奨学一時金を受領している場合はこれを速やかに返還しなければなりません。
- (2) 法定代理人は親権者またはそれに代わる人、また、奨学生内定後に提出する「誓約書」の二人目の連帯保証人は本人及び法定代理人とは住居・生計を別にする人で、原則としておじ・おば・きょうだい・いとこ等の所得や返還の資力がある成年者にしてください。
- (3) 奨学資金貸与の振り込みは、鳥取銀行、山陰合同銀行の本支店の本人名義の口座とします。
- (4) 奨学生に採用された人は、毎年4月末日までに前年度の**学業成績表**を提出してください。
- (5) 申請書類等はいずれの結果の場合も返却せず、当会が責任を持って廃棄します。

【提出・問い合わせ先】

〒680-0051 鳥取市若桜町39番地 ロゴス文化会館

公益財団法人長谷育英奨学会

TEL 0857-21-1588 (土日祝日を除く 9:45~16:45)

FAX 0857-50-1617

E-mail info@haseikuei.jp

URL <http://www.haseikuei.jp>